

中東知的財産ニュースレター 2015年8月号 (Vol.1)

・2015年6月のニュース

| | |
|--------------------|---|
| レバノン | <p>レバノンでの商標登録の必要条件の変更</p> <p>レバノンの商標局は、商標登録出願時に認証された委任状の提出を必要条件とする変更の実施を2015年7月1日まで延期しました。</p> <p>それまでの間、登録時の署名済み委任状の提出を前提に、登録手続きの申請は受領されます。ただし、認証済みの委任状が提出されない限り、登録証明は発行されません。</p> |
| リビア | <p>リビア商標局は現在も運営中</p> <p>商標局は、現在も運営中であることが確認されました。しかし、恒常的な人員不足と社会不安のため、商標登録出願および更新手続きには時間がかかります。</p> |
| アフリカ知的財産権機構 (OAPI) | <p>OAPI 商標局による最近の批判への対応</p> <p>OAPI 商標局は、合法的かつ正式にマドリッド協定議定書に加盟したことを発表しました。</p> <p>これは、地域の様々な弁護士から、この加盟に関し、バンギ協定 (OAPI 創設が基づいた協定) に準拠しないとの非難を受けての発表です。商標局は、議定書への加盟を批判した弁護士には、引き続き、業務の一時停止が命じられる旨、明らかにしています。</p> |
| カタール | <p>カタール特許庁は、特許出願に関し新たに回報を発行</p> <p>5月7日、カタール特許庁は、特許出願の必要条件を明確にする回報を発行しました。特許協力条約に基づく国内段階の特許出願に関し、国際調査報告書と公開通知があれば、そのコピーも出願とともに提出しなければなりません。</p> <p>また、特許出願書類の特許のタイトルは英語とアラビア語の両方で記入されなければなりません。</p> |

| | |
|----------------|--|
| サウジアラビア | <p>安全衛生上の理由から、サウジアラビアで押収された 27,000 件の模倣品</p> <p>サウジアラビアにおける知的財産所有権に関する行政措置を担う機関であるサウジアラビア商工業省(MOCI)は、先頃 27,000 件を超える模倣品を押収しました。給湯器や蛇口など、家庭用品を主とする商品は全て、ラベルにドイツ製と記載されていますが、調査の結果、実際には、これら製品は中国製であることが判明しています。</p> <p>これは、MOCI の積極的な取り組みを表しており、さらに MOCI は、公共の安全衛生を脅かす恐れのある商品を輸入しようとする会社に対し、法的措置を取る旨明らかにしています。</p> |
| シリア | <p>シリアでの使用を目的とする書類の認証</p> <p>シリアでの使用を目的とする書類の認証に関する問題は解決していません。書類の認証が必要な場合、米国のレバノン領事館同様、現在も、オーストラリアのシリア領事館が、シリアでの使用を目的とする書類の認証を行っています。</p> <p>しかし、米国の UAE 領事館は、シリアでの使用を目的とする書類の認証をもうや行っておらず、カナダのシリア領事館は閉館されました。</p> |
| アラブ首長国連邦 (UAE) | <p>メイウェザー対パッキャオ戦のオンライン・ストリーム放送をブロック</p> <p>メイウェザー対パッキャオのボクシング戦の独占放送局である OSN による行政措置の申し立てを受け、同試合の放送を予定していた 144 局のオンライン・ストリーム放送チャンネルがブロックされました。</p> <p>ドバイ経済開発局の商業コンプライアンスおよび消費者保護セクター(CCCP)と、UAE テレコム規制局(TRA)の協力により、上記のウェブサイトがブロックされました。これは、UAE における有料テレビ放送のオンライン違法放送の取締りへ向けた大きな前進と言えます。</p> |
| UAE | <p>シャールジャ経済開発局(DED)による違法テレビ放送対策</p> <p>シャールジャ経済開発局(DED)は、シャールジャの 3 つの電気店を強制捜査し、営業停止を命じました。これら電気店は、有料の特別チャンネルを無料で視聴できる通信端末を販売していたことが発覚しました。強制捜査は、地域の有料テレビ局 OSN によるトレーニングを受けた DED 捜査官が行います。</p> |
| UAE | <p>2015 年第一四半期で 100 万米ドル相当の製品を UAE にて押収</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>ドバイ税関は、400 万 AED（およそ 100 万米ドル）を上回る模倣品・侵害品を押収したと発表しています。これら製品は、税関が行った 40 回以上にのぼる捜査により押収されたものです。</p> |
| イエメン | <p>スキャンによる複写での仮登録を許可</p> <p>イエメンの航空会社は、継続中の紛争のため、一時的に閉鎖されています。その結果、全ての配達業者はイエメンへの活動を停止しています。この紛争が解決するまで、商標局は、必要書類のスキャンによる複写のみでの手続きを許可することに合意しました。書類原本は航空会社が運航を開始した後、提出されなければなりません。</p> |

・ 2015 年 7 月のニュース

| | |
|---------|---|
| イラン | <p>イラン商標局の出願条件に関する新規則</p> <p>イランの商標局は、個々の商標登録出願には、必要な関連書類の公認のペルシャ語翻訳を提出することを必要条件とする新規則を発布しました。例えば、外国企業が出願する場合、個々の出願ごとに、企業登録の公認翻訳の原本を提出せねばなりません。</p> <p>しかし、この新規則は委任状には適用されません。したがって、出願人が複数の出願を行う場合、委任状については、一通の公認翻訳の原本の提出のみ必要とされます。</p> |
| クルディスタン | <p>クルディスタン商標局は商標の実務について変更しないことを決定</p> <p>クルディスタン商標局は、イラクでの商標登録がクルディスタンにも適用される実務について変更があるとの報告を6月中旬に受けました。この場合、ブランド所有者は、クルディスタン商標局に直接、個別の商標登録出願を行わなければならないとなり、イラクでの商標登録出願をクルディスタンにも適用することはできなくなるかもしれませんでした。</p> <p>しかし、その後の報告により、上記の変更はない旨が明らかになりました。これまで通り、イラクでの商標登録がクルディスタンでも適用される実務が継続されます。</p> <p>しかし、特にクルディスタンでの商標保護を必要とする場合、迅速な登録を確実にするため、クルディスタン商標局に直接、登録出願を行うことをお勧</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>めします。イラクでの登録手続きが2年以上の期間を要するのに対し、クルディスタンでの登録手続きは、現在、およそ5か月で完了します。</p> |
| リビア | <p>リビア商標登録出願手続きの改善</p> <p>現在商標局は、新規登録と変更の申請を受け付けているとのこと。現在、申請の受領には、数週間を有するとのこと。2015年の初めには、商標局の恒常的な人員不足により、大幅な遅延があったことに比べると、大きく改善されたと言えるでしょう。</p> |
| カタール | <p>カタール特許庁は近々、PCT 制度に基づく特許出願の受理を開始</p> <p>カタール特許庁は、近々、特許協力条約（PCT）制度に基づく特許出願の受理を開始する見込みです。出願人は、PCT 出願を直接カタール特許庁に提出することが可能となります。</p> <p>カタール特許庁は、受理官庁として、特許の形式審査を行い、出願日を交付した上で、後続手続きのために、出願を WIPO へ送付します。</p> <p>これにより、PCT 制度がより浸透し、特に法的代理人を持たない現地の出願人の利用が増えることが期待されます。現地の出願人は、現地語で特許庁にガイダンスを仰ぐことが可能となり、WIPO への直接出願よりも手続きが楽になります。受理官庁の具体的な手続き方法の詳細については、まだ発表されていません。数か月中にさらなる報告がある見込みです。</p> |
| UAE | <p>ドバイ裁判所は、全ての民事訴訟のオンライン提訴を新たな必要条件にする旨発表</p> <p>ドバイ裁判所は、同裁判所に提訴される全訴訟に関し、オンラインで提訴しなければならないとする実務上の変更を発布しました。オンラインによる提訴手続きは、2～5営業日を要します。</p> <p><i>Clyde & Co の見解 (Rob Deans, パートナー):</i> 一見すると、小さな変更のように思われますが、少なくとも、関係者がこの変更慣れるまでの一時期、大きな影響が及ぼされる可能性もあります。ドバイで訴訟を起こすための期限を誤って算出しないように、訴訟手続きの開始に数日を要することを念頭に置く必要があるでしょう。特に、著作権の侵害のための仮差押え命令の申請など、原告の訴追期限が短い（仮差し押え命令が下されてから 15 日間）緊急事項の場合は、注意が必要です。</p> |

| | |
|-----|--|
| UAE | <p>ドバイ裁判所は、訴訟当事者のための専門家による報告書の作成を制限</p> <p>ドバイ裁判所の回報によると、今後は、ドバイ裁判所に登録された専門家が、裁判所により特定の訴訟に正式に専門家として任命される前に、訴訟当事者のために報告書を作成することが禁じられます。ただし、当事者が、訴訟開始前に登録専門家にアドバイスを仰ぐことは許されています。</p> |
| UAE | <p>アブダビの不法テレビ放送受信販売店に刑罰</p> <p>アブダビ刑事裁判所は、近ごろ、インドの“DishTV”の放送受信を販売した店に12か月間の営業停止命令を言い渡しました。55,000米ドルの罰金と、販売店の責任者には国外追放の罰則が科されたとのこと。これは、同地域における恒常的な著作権侵害と違法コンテンツに対する規制当局の取締りの積極的な前進と言えます。</p> |
| UAE | <p>湾岸ブランド保護グループ(BPG)が、ラス・アル・ハイマおよびフジャイラの税関検査官のトレーニングを支援</p> <p>ブランド保護グループ(BPG)は、偽造品の検挙に関し、ラス・アル・ハイマおよびフジャイラの税関検査官のトレーニングに協力しています。</p> <p><i>Clyde & Co の見解 (Rachel Armstrong, アソシエイト): UAE は、7 首長国で構成され、それぞれの首長国に独立した関税局が存在します。多くのブランド所有者は、ドバイ、アブダビ、シャールジャの関税局と協力してトレーニングを行っています。しかし、他の首長国の税関検査官にブランド所有者が働きかけることはあまりないため、BPG のこの働きかけは注目に値します。</i></p> |
| UAE | <p>ドバイ経済開発局(DED)は、オンライン小売業者による模倣品の販売を監視</p> <p>ドバイの経済開発局(DED)は、模倣品のネット上での売買を取り締まるため、オンライン小売業者を監視する二つの部署を新たに設置しました。一つ目の部署は、コンプライアンス問題の取締りを目的とし、オンライン小売業者が必要な商業許可を取得しているかどうかを確認します。二つ目の部署は、模倣品・侵害品の販売を監視し、特にソーシャルメディアサイトによる売買を取り締まります。</p> <p><i>Clyde & Co の見解 (Rachel Armstrong, アソシエイト) : UAE では、過去数年間で、オンライン小売業の著しい成長が見られました。当然のことながら、</i></p> |

| | |
|------|--|
| | <p>それに伴い、ネット上での偽造品の売買も増加しています。</p> <p>これは、当地のクライアントにとって、ほんの1-2年前に比べ、より深刻な問題となっています。そのため、DEDが、この問題の対策を目的とする部署を新たに設置したというニュースには期待が膨らみます。</p> |
| イエメン | <p>イエメンは週間労働時間に関する変更を発表</p> <p>イエメンの労働日は、土曜日から水曜日となる旨発表しました。この変更は2015年6月18日から実施されます。</p> |

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター2015 年 8 月号 (Vol.1)

[著者]

Clyde & Co

Middle East Regional Office

PO Box 7001, 15F, Rolex Tower, Sheikh Zayed Road, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 384 4000 Fax: +971 4 384 4004 Email: ip@clydeco.ae



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2015 年 8 月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Clyde & Co が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、2015 年 8 月現在入手している情報に基づくも
のであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者
及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証する
ものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、
掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供し
た情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じ
て皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任
を負いかねます。